

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務
発 注 課	経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課
選 定 事 業 者	札幌市商店街振興組合連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めています。 これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。 札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立（法人化）以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。 同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は令和5年度から本事業に係る運営業務を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。 以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の委託先として選定いたします。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和7年3月14日